

## 自転車新文化普及事業の委託に係る企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、県・市町・民間団体等で組織する愛媛県自転車新文化推進協会が契約・実施する自転車新文化普及事業の企画提案型プロポーザルに参加しようとする者(以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本事業は、国交付金(地方創生推進交付金)を財源とした愛媛県の負担金を活用して実施する事業であり、国の交付決定及び愛媛県の平成31年度当初予算が成立することを前提に行うものであることから、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性があるので、留意すること。

### 1 目的

自転車を普段の移動手段としてだけでなく、誰もがサイクリングやスポーツ等として楽しむことができるツールであることを情報発信し、より多くの県民への自転車利用の裾野拡大を図り、自転車新文化の普及に資することを目的とする。

### 2 業務の概要

- (1) 名称 自転車新文化普及事業
- (2) 内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期間 契約の日から2020年3月末まで
- (4) 予算額 金30,993,000円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

### 3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に事務所(本社、支社、営業所等)を有すること
- (2) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること(もしくは、企画提案書提出時まで登録が予定されていること)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと
- (4) 愛媛県から入札参加指名停止を受けていないこと

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が(1)から(4)、構成員は上記(2)から(4)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

### 4 参加申し込み

参加を希望する業者は、平成31年2月28日(木)15時までに別添「企画提案型プロポーザル参加意向表明書」を郵送又はFAXにて事務局へ提出すること(別紙①-1)。

なお、共同企業体による参加の場合には、代表者及び全ての構成員に係る名称、所在地及び連絡先を記載し提出すること(別紙①-2)。

また、資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送またはFAXにて通知する。

## 5 企画提案書

### (1) 提出書類

① 形式：原則としてA4判縦、横書き、左綴じ（着色・両面印刷可）

・「使用する言語、通貨及び単位」

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

② 内容：22ページ以内(片面を1ページとし、表紙を除く)

#### 【内訳】

- ・概要（全体構成、PRポイント等）……………2ページ以内
  - ・ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信
  - ・女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の運営……………
  - ・サイクリスト交流会の開催
  - ・女性向けサイクリング体験会の開催
  - ・自転車魅力情報発信誌の発行
  - ・ラジオを活用した情報発信
  - ・「愛媛サイクリングの日」実施事業
  - ・スケジュール……………2ページ以内
  - ・収支計画書（または経費見積書）……………2ページ以内
  - ・事業実施体制……………2ページ以内
- } 14ページ以内

③その他必要書類：

・事業者概要（設立年月日、資本金、従業員数等）

※共同企業体の場合には、共同企業体組織の規定・会則等を別途提出のこと

・類似事業の実績内容(実施年度、事業名、事業発注元、事業概要を5件以内)

※共同企業体の場合は、構成員それぞれの実績内容を合計して10件以内

④備考

- ・提案書の表紙には、宛名「愛媛県自転車新文化推進協会長」、タイトル「自転車新文化普及事業企画提案書」、提出年月日、会社名（正本のみ押印）を記載すること。
- ・1企業(共同企業体)につき各1提案
- ・質問がある場合は、別添の自転車新文化普及事業企画提案型プロポーザル質問票（別紙②）により平成31年2月28日（木）までに「13 問い合わせ・連絡先」あてFAX又は電子メールで送付すること。質問及び回答内容は企画提案型プロポーザルに参加する全社にFAX又は電子メールで回答することとする。

(2) 提出部数

企画提案書10部(うち正本1部)

(3) 提出期限及び提出先

提出日 平成31年3月7日(木) 15時までに提出。

提出先 「13 問い合わせ先・提出先」まで持参するか、郵送とする。

## 6 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、次による審査を行う。

- (1) 企画提案書を基に書面審査又は事業者によるプレゼンテーションを行い、審査会において審査する。ただし、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から、3～5案程度を選定する。

なお、プレゼンテーション参加の可否については、企画提案書を提出した業者に対し、事前に連絡する。

## 7 プレゼンテーションを実施する場合

- (1) 実施日 : 平成31年3月15日(金)
- (2) 場 所 : 愛媛県庁内 会議室
- (3) 持ち時間 : 30分(説明15分・質疑応答15分)

※提出された企画提案書は事前に審査委員に配布するため、要点を説明すること。

- (4) 順 番 : 上記4 「参加表明書」の受付順とする。
- (5) その他 : プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、愛媛県自転車新文化推進協会が準備するプロジェクターを使用することができる。なお、上記(1)～(3)の内容については、変更する場合がある。

## 8 企画提案に必要な視点

- (1) 発信性

個性的でインパクトがあり、情報発信力のある提案

- (2) 訴求性

より多くの県民が自転車に乗ってみたいと思えるような提案

- (3) 連携性

県や各市町等が実施している自転車関連施策と連携することで、より広がりが見える取り組みの提案

- (4) 効率性

最大の効果が得られるよう、ベストなタイミングで実施するとともに、本事業による各取り組みを連動させて情報発信やイベント実施することにより、効率的な事業の実施となる提案組み合わせで事業を展開する提案

- (5) 継続性

成果の把握・検証を通じて、今後の展開につながる提案

- (6) 実施体制の充実

提案内容が実現可能な体制を構築できている提案

## 9 審査結果

企画提案型プロポーザル審査会における審査を経て、文書で企画提案書提出事業者に通知する。

10 スケジュール

- 2月28日(木) 参加表明書提出締切
- 3月7日(木) 企画提案書提出締切
- 3月15日(金) 審査会(プレゼンテーション)
- 4月上旬 委託業者決定

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県自転車新文化推進協会が委託する別事業の受託業者等との連携を十分に図ること。
- (2) 企画提案の内容により想定する集客等の目標を設定すること。
- (3) 委託期間において、必要に応じて愛媛県自転車新文化推進協会との業務打ち合わせを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業及び経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書ができる体制を整えておくこと。
- (3) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (4) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙③によりメールまたはFAXで連絡すること。

13 問い合わせ・連絡先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部自転車新文化推進課 企画推進グループ)

TEL 089-912-2234

FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp